

千葉県県税条例施行規則の一部を改正する規則について

総務部 税務課

〔改正理由〕

地方税法の一部改正に伴い所要の規定及び様式の整備を行うとともに、その他所要の様式の整備を行うため、千葉県県税条例施行規則（平成19年千葉県規則第37号）の一部を改正した。

改正の概要	備考
<p>1 改正内容</p> <p>(1) 記録命令付差押えが廃止され、代わりに電磁的記録提供命令の仕組みが導入されたことに伴い、所要の規定の整備を行った。</p> <p style="text-align: center;">(第2条、別記第1号様式関係)</p> <p>(2) 自動車税環境性能割が廃止され、現行の自動車税種別割が自動車税とされたことに伴い、所要の規定の整備を行った。</p> <p>(第4条～第6条、第11条、第52条、第53条、第55条、第56条の2～第56条の4、第59条、第61条、第62条、第65条～第67条、別記第6号様式、別記第37号様式、別記第39号様式、別記第40号様式、別記第42号様式～別記第44号様式、別記第101号様式の2、別記第101号様式の10～別記第101号様式の16、別記第102号、様式別記第110号様式、別記第111号様式、別記第113号様式、別記第114号様式関係)</p> <p>(3) 法人の県民税の減免に関する規定について、千葉県県税条例第23条第2項において減免対象となる法人を定めるために引用した地方税法第24条第5項の規定が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行った。</p> <p style="text-align: center;">(第16条、第17条関係)</p> <p>(4) その他、所要の様式の整備を行った。</p> <p style="text-align: center;">(別記第56号様式、別記第59号様式関係)</p>	

2 施行期日

- ・ (1) 令和9年10月1日
- ・ (2) ~ (4) 令和8年4月1日